道路占用随時募集要領

1　概要

(1)　対象施設

道路法（昭和２７年法律第１８０号。以下「法」という。）第３２条第１項第１号及び道路法施行令（昭和２７年政令第４７９号）第７条第９号に定める自動車駐車場、事務所、店舗、倉庫、道路法施行令第７条第５号に定める工事用材料置場

※自動車駐車場は、平面駐車場を想定しており、立体駐車場は不可とします。

※原動機付自転車及び自転車の駐車場は不可とします。

※自動車駐車場の運用は月極、時間貸し、自社駐車場を問いません。

(2)　道路の占用の場所

道路占用の場所の詳細については、道路管理課のホームページの道路占用随時募集物件概要書をご参照ください。

(3)　道路の機能又は道路交通環境の維持を図るために求める措置

ア　建設局総務部道路管理課及び所在地の区土木部維持管理課（以下「道路管理者」という。）並びに当該地区を管轄する警察署長と協議を行い、安全対策を講ずること。

イ　占用物件の整備に伴い、周辺道路の改良（歩道乗り入れ等）が必要な場合は、所在地の区土木部維持管理課に対し承認工事の許可を得ること。

ウ　占用範囲内について、日常的な点検、清掃、除草、除排雪等を行い、良好な状態に保つよう管理すること。なお、道路管理者が行う車道のかき分け除雪等により、間口や占用範囲内に雪を堆積することがあるため、必要に応じて除排雪を行うこと。また、不法投棄・落書き等を発見した場合は、適切に処理し、道路管理者へ報告すること。

オ　占用物件の設置・運営に際しては、近隣住宅等に対し、騒音等の配慮を行うこと。また、沿道及び周辺住民の理解を得るとともに、苦情等については占用者において適切に対応すること。

カ　占用期間中、当該地が本市所有の土地であること、占用許可により物件を設置していることを歩行者から見える場所に掲示すること。

キ　道路等に関する点検及び工事に伴う占用物件（車両等の移転も含む）の移転、改築、除却等の費用については占用者で負担すること。また、災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合は、占用物件の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用について負担すること。

ク　道路に関する維持管理又は工事を行うために道路管理者及びその受託業者が占用区域内に立ち入ることを妨げないこと。

ケ　その他、必要に応じて関係機関等と協議を行うこと。

(4)　占用料の額

占用料の詳細については、道路管理課のホームページの道路占用随時募集物

件概要書をご参照ください。

２　応募資格

応募者(提出者が法人又は団体である場合は役員その他経営に実質的に関与している者を含む。)が次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと

⑴　道路占用許可の手続を履行する能力を有しないと道路管理者が認めるとき。

⑵　道路占用料を納める能力を有しないと道路管理者が認めるとき。

⑶　法第７１条第１項の規定に基づく監督処分を受けて是正がなされていないとき。

⑷　法第７３条第１項の規定に基づく督促状により督促をしているとき。

⑸　暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号)第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

⑹　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

⑺　暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

⑻　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

⑼　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

⑽　その者に道路を占用させることが、公序良俗に反し、社会通念上不適当であると道路管理者が認めるとき。

３　道路占用許可

（1）占用許可申請手続

提出者は、当該計画に基づき、次の関係書類を添えて、道路占用許可申請を行ってください。

ア　申請窓口

〒０６０－８６１１　札幌市中央区北１条西２丁目　札幌市役所６階
札幌市建設局総務部道路管理課路政係
電話：０１１－２１１－２４５２

イ　申請書類

提出書類	留意事項
道路占用許可申請書	記載事項を確認の上、氏名等を記載してください。

誓　約　書	記載事項を確認の上、氏名等を記載してください。
納税証明書	① 法人税又は所得税１部(未納の税額がないことを証明できるもの) ② 法人住民税又は住民税１部(札幌市分を直近１年度分)
図面	位置図、求積図、平面図、断面図（設置する施設の埋設基礎に係る資料）
道路の復旧資料	設置する施設の撤去に伴う道路の復旧方法に関する資料 ※「道路管理者の指示による」と記載の場合は省略可
道路使用許可申請書類一式	記載方法等は所轄の警察署にご確認ください。
その他	他法令で許認可等を要する場合は、その許認可を証する書類

※　必要に応じ、上記以外の資料の提出を求めることがあります。

ウ　提出方法

上記アへ持参又は郵送により提出してください。

※持参の場合は事前にご連絡のうえ、お越しください。

申請が競合した場合は、申請書を提出した者のうち、最先の日に受付を行った者とします。

なお、受付は、８時45分から17時15分までの間とし、土日祝日を除くものとします。

この場合において、同日（原則開庁時間内とする。）に受付けた者が複数存在する場合には、道路管理課においてくじ引きを行い、占用者を決定します。

(2) 占用許可の条件

別紙許可条件及び次の事項を遵守すること。

ア　占用範囲に他の占用物件(電柱、ケーブル、埋設管等)がある場合は、それぞれの物件の管理者及び道路管理者と事前に協議し、必要な対策を講じること。

イ　道路等に関する点検及び工事に伴う占用物件（車両等の移転も含む）の移転、改築、除却等の費用については占用者で負担すること。また、災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合は、占用物件の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用について負担すること。速やかに措置されず、道路管理者が代行した場合もその費用は占用者において負担すること。

なお、休業等に伴う損失の保障は行わない（ただし、法令に規定がある場合を除く）。

ウ　道路に関する維持管理又は工事を行うために道路管理者及びその受託業者が占用区域内に立ち入ることを妨げないこと。

エ　占用期間満了時には、占用物件を占用者の負担で撤去し、道路管理者の指示に従い原状に回復すること。

オ　占用物件の設置、維持管理又は警察署長等からの指導等の理由から、やむを得ず占用範囲外に物件を設置する場合は、道路管理者と協議し、別途占用許可の申請を行うこと。占用料は、札幌市道路占用料条例に基づき徴収する。

※　占用許可時には、これ以外にも条件が追加されることがあります。

なお、占用許可の条件に違反した場合は、占用許可を取り消すことがあります。

８　更新許可の取扱い

許可期間満了後において、他の占用希望者との競合がある場合には、改めて占用入札を実施する場合があります。

道路管理課にて、占用期間満了後の前７カ月前までに占用期間満了後の占用入札の実施の有無を判断し、占用入札を実施すると判断した場合には、占用者に対し、占用入札の実施に伴い占用期間の更新に係る許可は行わない旨を伝達します。

一方で、占用入札を実施しない場合は、通常の占用許可と同様に、更新申請書の提出があった場合、更新の許可を行うこととします。